## 税務訴訟資料 第264号-96 (順号12477)

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(○○)第●●号、平成●●年(○○)第●●号 法人税 更正処分取消等請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国 (飯田税務署長)

平成26年5月27日棄却・不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成25年9月5日判決、本資料263号-162・順号12286)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成25年3月22日判決、本資料263号-54・順号12178)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

## 第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

## 第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項 所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認若しくは単 なる法令違反を主張するもの又はその前提を欠くものであって、明らかに上記各項に規定する事 由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成26年5月27日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 大谷 剛彦

裁判官 岡部 喜代子

裁判官 大橋 正春

裁判官 木内 道祥

## 当事者目録

上告人兼申立人 株式会社A

同代表者代表取締役 甲

同訴訟代理人弁護士 黒澤 基弘 ほか

被上告人兼相手方 国

同代表者法務大臣 谷垣 禎一

同指定代理人 森下 麻友美